

生前対策診断

アドバイス

① 公正証書遺言の作成を検討しましょう。

遺言書の種類、作り方は法律で厳格に定められています。
それ以外の方法で作成されたものや口頭で言ったものは無効で、
法的効力を生じません。

かえって、紛争の種になってしまう可能性すらあります。
そのため、注意して作成する必要があります。

メリット

- 1.公文書として、強力な効力を持つ
- 2.死後、すぐに遺言の内容を実行できる
- 3.原本は公証役場に保管されるため、紛失しても再発行できる。

② 生前贈与を行ってみましょう。

相続税対策の一つとして、生前贈与を行っている方が増えています。

非課税でお金を事前に渡すことができる制度や
何も対策をしないまま相続税を払うより、
生前に相続人になり得る方へ贈与を行った方が
相続税を節税できることがほとんどです。

また、相続財産や相続人になり得る方の人数によっては
事前に贈与税を支払った方が、結果的に納める税金を下げるこ
ができる場合もあります。

多角的に検討することで、残されたご家族の方が安心して生活を行うこ
ができるようになります。

相続専門税理士 佐藤智春

Date . . .



日本みらい相続サポートセンター
仙台相続
サポートセンター
sendai souzoku support center



0120-957-339

受付時間:10~18時
土曜・日曜・祝日も対応

宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービル16階



ご相談は
お電話またはQRより
ご予約ください